

○函館市美容師法施行条例

平成25年3月25日

条例第33号

(趣旨)

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合)

第2条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 交通条件に恵まれず、かつ、美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において美容を行う場合
- (2) 演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等の直前に美容を行う場合
- (3) 社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して美容を行う場合

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体および被服等は、清潔に保つこと。
- (2) 客1人ごとに、美容を行う前に手指の洗浄等を行うこと。
- (3) 化粧品、薬物、器具等は、衛生上有害でないものを使用すること。

(美容所について講ずべき措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 待合所は、作業場と区分して設けること。
- (2) 作業場の床面積は、美容用椅子（以下「椅子」という。）を1台設置する場合は9.9平方メートル以上、椅子を2台以上設置する場合は9.9平方メートルに椅子1台を超える椅子の台数1台につき3.3平方メートルを加えた面積以上とし、かつ、洗い場、消毒設備等の設置により業務に支障を来すことのない面積を保持すること。
- (3) 洗髪および洗顔のための洗い場ならびに手指、器具等の洗浄のための洗い場を適当数設けること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。